



広報

FUKAURA

# ふかうら

No.506

発行／青森県深浦町 編集／総合戦略課

## 令和8年度深浦町 高等学校等通学 支援金交付事業

高等学校等に在学している生徒の保護者に、通学費及びその他就学に伴う経費の一部を支援します。

### ■対象者

町内に住所を有している方で、高等学校等に在学している満20歳以下の高校生の保護者（生徒は他市町村に住所があっても対象となります）。

※公立及び私立の高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校第3学年まで

### ■支援額

対象となる高校生1名につき年額30,000円

### ■申請方法

本事業の対象者と思われる方は、5月上旬までに申請書を送付していただきますので、申請期限までに町教育委員会教育課へ提出してください。

また、該当すると思われる方で申請書が届いていない方は、町教

育委員会教育課までご連絡ください。

### ■必要書類

・深浦町高等学校等通学支援金交付申請書

・在学証明書（必須）

・住民票の写し（申請書の同意欄に氏名等を記載すれば省略できる）

・保護者名義の預金通帳の写し（口座番号と口座名義が確認できるもの）

### ■申請期限

6月8日（月）まで

### ■交付時期

7月末までに指定口座へ振込

### □問合せ先

教育委員会教育課

Tel 74-44419

## 軽自動車税の減免申請 は5月25日（月）まで

身体などに障がいのある方のために軽自動車などを使用する場合、申請によって軽自動車税が減免されます。5月25日（月）までに役場税務会計課、大戸瀬支所または岩崎支所に申請してください。

### ◆対象となる障がいの等級

○身体障害者手帳、戦傷病者手帳・：障がい名によって対象となる等級が異なります。詳しくはお問合せください。

○療育（愛護）手帳「A」または精神障害者保健福祉手帳の等級「1級」の方。

### ◆申請に必要なもの

○身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育（愛護）手帳または精神障害者保健福祉手帳

○運転する方の運転免許証

○軽自動車納税通知書

○認印

※生計を一にする方、または常時介護者が専ら障がいのある方のために軽自動車等を使用する場合も対象となります。

※申請は障がいのある方1人につき1台です。自動車税の減免申請をする方は該当なりません。

※車いす昇降装置などを装着した特別の仕様の軽自動車で、専ら障がいのある方のために使用する場合も対象となります。

### □問合せ先 税務会計課 税務係

Tel 74-2114

「子ども誰でも  
通園制度が開始

子ども誰でも通園制度は、全ての子どもを育ちを応援することなどを目的とした新たな通園制度です。保育所などに通っていない子どもを対象に、保護者の就労要件を問わず、保育施設などを一時的に利用できます。利用するには、事前に認定申請が必要です。

■対象者

次の全てに該当するお子さんです。

- ① 町内に住民票があること。
- ② 利用日時点で0歳6カ月～3歳未満であること。
- ③ 保育所などに通っていないこと。

■申込みについて

深浦町ホームページから電子申請、または申請用紙に記入の上、健康推進課へ提出してください。

□問合せ先

健康推進課 子ども家庭相談係  
TEL 82-0288

0～2歳児の保育料が  
無償になります

深浦町では、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、0～2歳児の保育料無償化事業を実施します。

■対象者

深浦町に住所があり、保育所・認定子ども園・地域型保育事業所等を利用している0～2歳児

■実施開始

令和8年4月分の保育料から

■申請方法

「深浦町保育無償化申請書」を提出してください。

- ・ 町内の保育施設を利用している方は利用している園へ提出
- ・ 町外の施設を利用している方（広域入所）は健康推進課へ直接提出

※3歳以上児は、国の幼児教育・保育の無償化制度の対象となります。

□問合せ先

健康推進課 子ども家庭相談係  
TEL 82-0288

県外からの移住者へ  
応援金支給します

青森県外から深浦町に移住し、次の条件を満たす方に応援金を支給します。

■交付対象者

次の要件をすべて満たし、かつ、①から④のいずれかに該当する方

〈要件〉

- ・ 移住前の5年間のうち通算2年6月以上県外に在住していたこと。
- ・ 移住する直前に、連続して1年以上県外に居住していたこと。
- ・ 令和8年3月1日以降に転入したこと。
- ・ 5年以上、深浦町に継続して居住する意思を有していること。

① 深浦町から自家用車又は公共交通機関による通常の交通状況下において、片道おおむね90分以内で通勤可能な範囲に就職した方。

② 所属先企業等からの命令ではなく、本人の意思で移住し引き続き

きテレワークで業務を実施する方。

③ 1年以内に、公益財団法人21あおもり産業総合支援センターが実施する起業支援事業に係る補助金の交付決定を受けている方。

④ 深浦町が定めた関係人口に関する要件に該当する方。

■支給額

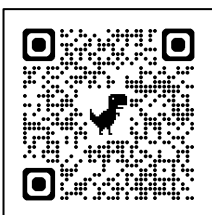
- ・ 単身での移住の場合は15万円
- ・ 2人以上の世帯での移住の場合は25万円

※18歳未満の子どもと一緒に移住する場合、1人につき25万円が加算されます。

以上のほかに対象要件がありますので、詳細は町ホームページで確認してください。

□問合せ先

総合戦略課 地域政策係  
TEL 74-2122



▲町ホームページ

### 補聴器の購入費用 助成します

一定の聴力機能が低下した方にコミュニケーション能力の向上や、社会参加の促進を目的に補聴器購入費用の一部を助成します。

#### ■補助対象要件

① 町内に住所のある18歳以上の軽度・中等度難聴の方（聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満）

② 補聴器相談医による診断を受け、認定補聴器専門店で購入したものの。

③ 申請者及び世帯員全員が町税等の滞納がないこと。

#### ■補助額

上限額5万円（上限額を超えた分については自己負担となります。）

#### ■申請の流れ

① 福祉課又は両支所から申請書一式をもらい、補聴器相談医のいる医療機関を受診し、「補聴器適合に関する情報提供書」を作成

してもらいます。

② 補聴器適合に関する情報提供書、申請書、購入する補聴器の見積書をそろえ福祉課へ申請します。

書類提出後、福祉課において補助が妥当であると判断したら交付決定通知書を発行します。

③ 認定補聴器専門店で購入し、請求書に領収書を添えて提出してください。後日、指定した口座へ助成額を振り込みます。

#### ■その他

- ・ 集音機は対象になりません。
- ・ 再交付については、交付決定後5年を経過した場合に申請が可能となります。修理については対象外となります。
- ・ 医師の診断を受け、身体障害者手帳の聴覚障害に該当となる方は、手帳の申請をしていただき、障害者総合支援法での補聴器購入となります。

予算上限になった場合は、打ち切りとなりますのでご了承ください。

#### □問合せ先

福祉課 福祉ふれあい係  
Tel 74-21117

### 身体障害者相談員 知的障害者相談員を 紹介します

町長から相談義務を委託されている身体障害者相談員と知的障害者相談員をご紹介します。

■身体障害者相談員は、役場等の関係機関と連携を図りながら、身体に障がいのある方の各種制度や悩み事等の相談業務を行います。

#### ○身体障害者相談員

- ・ 竹越 司 深浦字浜町265  
Tel 74-3815
- ・ 越 喜恵子 関字析沢460  
Tel 76-3512
- ・ 加藤 良春 黒崎字宮崎9-2  
Tel 78-2077

■知的障害者相談員は、役場等の関係機関と連携を図りながら、知的な障がいのある方の養育や生活などの相談業務を行います。

#### ○知的障害者相談員

- ・ 工藤 善吾 深浦字大館243-277  
Tel 74-3262

#### □問合せ先

福祉課 福祉ふれあい係  
Tel 74-21117

### ごみの出し方を 工夫しましょう

ごみ箱について

◇ごみ箱の清掃を行い、大事に使いましょ！

※みんなで気持ちよく使うため、当番制で清掃しましょう。

ごみの出し方について

◇ごみ収集の際、散乱しないよう、ごみ袋は手さげ部・マチ部分を縛って出しましょう！

◇新聞・雑誌・書籍・ダンボールは、ひもで十字に縛り出しましょう！

◇台所から出る生ごみは、できるだけ水切りをしましょう！

※水切りすると、ごみの削減と処理するための燃料の削減になります。

◇ペットボトル・びんは、キャップを取り、中をすすいで出しましょう！

回収されたごみはリサイクルされます。限りある資源を大切にしましょう。

#### □問合せ先

町民課 町民生活係  
Tel 74-21115

**下水道をお使いの**

**皆さまへ**

下水道をお使いの地区にはマンホールポンプが多数設置されていますが、台所など排水設備からの異物混入が発生するとポンプが故障し、修理に多くの費用がかかります。マンホールポンプが故障等により停止すると、マンホールから汚水があふれ、接続している住宅の排水溝から汚水が逆流する恐れがあります。

故障や逆流を未然に防ぐためにも次のことに注意し、適正にご使用ください。

①水洗トイレには、トイレットペーパー以外の紙（新聞紙、ティッシュペーパー、紙おむつ、生理用品など）、タバコの吸殻、ガムなどを流さないでください。

②台所では、野菜くずや残飯、天ぷら油やサラダ油の廃油などを流さないでください。

③風呂の排水口から、ヘアピンやキャップ類、紙切れ等を流さないでください。

**□問合せ先**

建設水道課 下水道係  
TEL 74-4416

**下水道未加入者の**

**皆さまへ**

下水道に加入すると、ハエなど害虫の減少、浄化槽や汲取り式トイレの不快感臭いの発生防止、浄化槽の維持管理費（汲取り、故障した際の修理費、定期点検費用など）が不要になるなどのメリットがあります。

地区の公衆衛生の向上と美しい環境保全のため、下水道供用地区にお住まいでまだ加入していない方については、加入をお願いします。

特に、下水道供用地区で単独処理浄化槽を使用されているご家庭の場合、浄化槽法改正により単独処理浄化槽の設置が原則禁止とな

つてから25年以上経過しています。長く使用している単独処理浄化槽は処理能力が低下し、衛生上問題がありますので、ぜひとも下水道の加入をお願いいたします。

なお、下水道に加入をご検討される方は下水道接続工事費の一部補助として「深浦町住環境リフォーム推進事業」が受けられる場合もありますので併せてご検討ください。

**□下水道に関する問合せ先**

建設水道課 下水道係  
TEL 74-4416

**□リフォームに関する問合せ先**

建設水道課 管理係  
TEL 74-4413

**盲ろう者向け  
通訳・介助員養成講座  
受講者募集のお知らせ**

目と耳の両方に不自由がある方を支援するための講座を開催します。

**◇日時**

6月11日(木)～11月11日(水)  
10時から15時  
全12回 48時間

**◇会場**

八戸一番町一丁目9-22  
ユートリー（VISTはちのへ）

**◇内容**

盲ろう者向け通訳・介助員養成盲ろう者とのコミュニケーション方法、外出時などのサポートの仕方などを学び、盲ろう者の社会参加をお手伝いする人材を育成します。

**◇対象**

一般県民（手話・点字・介助技術など未経験の方も受講できます）

**◇人数**

8人（年齢・障がいの有無は不問、情報保障有り）

**◇料金**

無料（テキスト代のみ自己負担1,760円）

**◇申込期間**

5月1日(金)～5月22日(金)

**□問合せ先**

青森県盲ろう者支援会  
TEL・FAX 0172-34-1850  
メール k-jin1053@cronos.ocn.ne.jp  
講座URL <http://w3a.in/mourou/>

## 消防団車両 売却します

町では、消防団車両（※積載ポンプ無し）について一般競争入札により公売を実施します。

### 1 売却物件の概要

車名（通称）…三菱 キャンター  
初年度登録 …平成7年12月  
車検有効期限…令和8年7月9日  
総排気量 …4.56L  
走行距離 …16,935km

### 2 売却物件の公開

日時…5月11日（月）

10時～15時

場所…深浦消防署

（広戸字家野上107-3）

### 3 売却条件

(1) 落札者は、「深浦町消防団 第22分団」文字の消去、消防記章及び赤色回転灯等の取外しを行い、写真を総務課消防防災係へ提出してください。

(2) 落札者は、引き渡し後14日以内に名義変更若しくは永久抹消登録の手続きを行い、証明書等の写しを総務課消防防災係へ提出してく

ください。

(3) 車両輸送、整備、文字消去、名義変更等は、すべて落札者の責任において行い、その経費を負担するものとします。

(4) その他詳細については、一般競争入札説明書（総務課消防防災係にあります。）をご確認ください。

### 4 売却方法

一般競争入札により、町が定める最低売却価格以上の金額で、最高の価格をもって入札された方を落札者とします。

### 5 最低入札価格

400,000円（消費税抜）

### 6 入札保証金

免除とする

### 7 売買代金の納入

落札者決定後7日以内

### 8 落札に当たって

入札書に記載された金額に当該金額の10分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか

を問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額（いわゆる税抜金額）を入札書に記載すること。

### 9 入札参加資格

深浦町に住所を有している方であれば、個人（20歳以上）、法人を問わず誰でも参加できますが、条件により入札に参加できない場合もありますので、一般競争入札説明書をご確認ください。

### 10 参加方法

入札へ参加を希望する方は、必ず「一般競争入札説明書」を確認の上、入札参加申込書を総務課消防防災係に提出してください。

### 11 一般競争入札説明書等の配布

一般競争入札説明書及び入札参加申込書などの資料は総務課消防防災係にあります。

### 12 入札参加申込書の提出期限

提出期限…5月15日（金）17時まで（土・日・祝日を除く）

### 13 入札の日時及び場所

日時…5月22日（金）10時

場所…深浦町役場2階 中会議室

### 口問合せ先

総務課 消防防災係

TEL 74-2112



**見え方等の悩みに関する  
「サテライト相談教室」**

見え方で困っている方の相談をお受けします。ご本人はもちろん、ご家族、園や学校の先生など、どなたでも気軽ににご相談ください。

■日時

5月21日、7月2日、9月10日、10月15日、11月19日  
10時～12時、13時～15時

■場所

五所川原市中央公民館  
(五所川原市一ツ谷 504-1)

■対象者

0歳から成人の方まで

■内容

板書が苦手、音読がうまくできない、学級における指導方法等・費用は無料です。

□問合せ先

青森県立盲学校ロービジョン相談支援センター

TEL 0177-726-2239

月～金曜日 9時～16時(土日

祝除く)

メール sodan-mou.sh@asn.ed.jp

**西北地区特別支援連携  
協議会からのお知らせ**

西北地区特別支援連携協議会では、相談支援サポートセンター「ねつと！ひまわり」を設置して、遊びや学び、発達など、子育てに関する相談や支援を行っています。

・開設場所：深浦町保健センター  
(深浦町大字戸字家野上 104-1)

・開設日：6月17日(水)、8月19日(水)、10月21日(水)、12月2日(水)

月2日(水)

対象者は、乳児から高校生まで受け付けています。ご家族や担任の先生もどうぞ。相談は無料です。事前予約制のため、相談日の1週間前までに電話またはメールでお申し込み下さい。

□問合せ先

西北地区特別支援連携協議会  
「ねつと！ひまわり」事務局

青森県立森田養護学校

TEL 0173-26-2610

メール nethimawari-mrt.sh@asn.ed.jp

**65歳以上の方は  
「結核検診」を  
受けましょう！**

結核の発症は高齢者に多く、特に80歳以上の方は結核を発症する危険性がほかの年齢より約5倍高くなります。そのため、65歳以上の方は、年1回、結核健診を受けることとされています。

町では、次の日程で特定健診と各種がん検診を行います。その中の一つである肺がん検診は結核健診を兼ねており、結核の早期発見が出来ます。ぜひ、結核健診としても肺がん検診を受診するようにしましょう。詳しくは、4月10日に毎戸配布された健(検)診の案内をご確認ください。

■肺がん検診(結核健診)

場所	ふれあい創造の館
日付	6月1日(月)～3日(水)
場所	フィットネスプラザ「ゆとり」
日付	6月22日(月)～27日(土)
場所	深浦町農村環境改善センター
日付	7月8日(水)～11日(土)

□問合せ先

健康推進課 TEL 82-0288

**パッチワーク教室  
生徒募集！**

深浦町公民館では、パッチワーク教室を開催します。

■内容

綺麗なキルト(布)を縫い合わせ小物入れやクッションなどを作成します。初級・上級問わず指導します。

■会場

深浦町公民館 中会議室

■開催日時

5月11日(月)、7月6日(月)、9月7日(月)、10月5日(月)  
10時～12時

■受講料

年額1,000円

※若干の教材費が必要な場合もあります。

■申込方法

公民館へ直接お申込みください。

■申込締切

5月8日(金)

□問合せ先

深浦町公民館

TEL 74-2031

FAX 82-0858

## 火入れは許可が 必要です

火入れを必要とするときは許可を受け、山火事防止の万全の対策を立てて行ってください。

◆火入れの許可は、火入れを開始しようとする10日前までに町農林水産課へ申請しなければなりません。

◆火入れは次の(1)～(4)の全てに該当しなければ許可されません。

(1)火入れの目的が次の①～⑤のいずれかに該当すること。

①造林のための地ごしらえ

②採草地の改良

③害虫の駆除

④開墾準備

⑤焼畑

※許可対象面積は原則として2ha以下。

(2)火入れ地の周囲への延焼のおそれがないと認められること。

(3)防火体制が次の①～③の全てに該当すること。

①火入れ作業に従事する人が1ha当たり15人以上、2ha当たり

20人以上いること。

②火入れ地の周囲に幅7m以上（平たん地の場合）の防火帯が設置・計画されていること。

③消火に必要な器具などが準備できていること。

(4)火入れ期間における気象状況などからみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。

※許可を得ないで火入れをすると、森林法により罰せられます。

農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして、生活環境保全上著しい支障を及ぼさない範囲で行われる廃棄物の焼却（稲わら、あぜ草の焼却等）であっても、森林の周囲1km以内において幅広く焼却（寄せ焼き、筋焼き）するなど、面的な広がりをもって焼却を行う場合は火入れの許可が必要となります。

□問合せ先・申請先

農林水産課 林業振興係

TEL 74-4411



## 森林を伐採する際は 届出を忘れずに

無秩序な伐採により、土砂流出防止や水源涵養などの森林の大切な働きが失われることがないように、地域森林計画の対象となっている森林の立木を伐採する場合には、森林法により森林が所在する市町村へ伐採届を提出することが義務付けられています。

届出書については、伐採を開始する日の90日から30日前までに提出しなければなりませんのでご注意ください。

※6月～9月はナラ枯れ被害や松くい虫被害の原因となる媒介昆虫の活動期であるため、この期間はミズナラ、コナラ、カシワなどのナラ類やアカマツ、クロマツ、ゴヨウマツなどのマツ類は伐採しないようにしてください。

また、地域森林計画対象民有林において、1haを超える森林の土地の形質変更（太陽光発電施設の設置のための森林の土地の形質変更は0.5ha）を行う場合は、県知事の林

地開発許可が必要となりますのでご注意ください。

□問合せ先

農林水産課 林業振興係

TEL 74-4411

西北農林水産事務所林業振興課

TEL 72-6613

## 新たに森林の土地所有者 となった皆さまへ

行政機関が森林所有者に対し森林の整備等に関する助言を行い、事業体による効率的な森林整備を進めるためには、森林の土地の所有者の把握が必要であることから、個人、法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した場合には、森林の所在する市町村への届出書の提出が森林法により義務付けられています。

なお、届出書については、所有者となった日から90日以内に提出しなければなりませんのでご注意ください。

□問合せ先

農林水産課 林業振興係

TEL 74-4411

## 山火事に注意しましょう

青森県では、4月から6月まで、山火事防止運動強調期間となっています。

春の野山は空気が乾燥し、地面には落ち葉が堆積していることから、山火事が起きやすく燃え広がりがやすい環境になっています。岩手県では山火事により死者や住宅の焼失も発生しています。

大切な生命財産や森林を火事から守るために、次のことに注意して下さい。

- ① 枯れた草など火災が起りやすい場所ではたき火をしない。
- ② 農作業時など火の取扱いには十分注意し、強風時や乾燥注意報が出ている時は、火入れなどは絶対しない。
- ③ ごみの野焼きは林野火災、原野火災につながる恐れがあるだけでなく、法律で禁止されています。
- ④ たき火などをするときは、周囲にも知らせ、一人で行わない。また完全に消火するまではその場から

離れない。

⑤ タバコは必ず消し、絶対投げ捨てない。

⑥ 火遊びはしない。

山火事の原因は、たき火やたばこの不始末などが多いことから、火の取扱いには十分に注意し、多くの動植物が育まれている大切な森林をみんなで守りましょう。

### □問合せ先

農林水産課 林業振興係

TEL 74-44411



## ツキノワグマ出没

### 注意報発令中！

春になり、冬眠明けのクマの出没が増えるおそれがあることから、青森県ではツキノワグマ出没注意報が発令されています（11月30日まで）。

これからの時期、クマが広い範囲でエサを求めて活発に行動しますので、行楽や山菜採り、農作業等で野外活動する際は、鈴やラジオを鳴らすなど、厳重な注意及び対策をお願いします。

また、畑にくず野菜や生ゴミを放置するのもクマを呼び寄せますので、やめましょう。

柿、栗など収穫しないで放置している「放任果樹」も、クマを誘引する要因となります。

特に、住宅地にある放任果樹は、人身被害をもたらす危険性がありますので、伐採するようお願いいたします。

なお、伐採が困難な状況にある方は、町による伐採も可能ですので、いつでも農林水産課 有害鳥

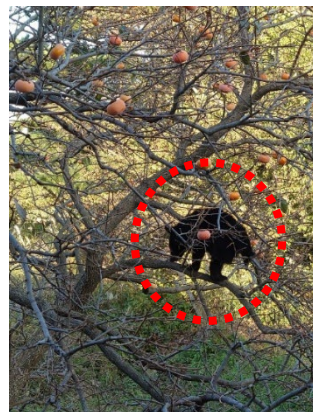
獣対策室までご相談ください。

### □問合せ先

農林水産課 有害鳥獣対策室

TEL 74-21111

（内線181）



▶ 民家横の柿の木に登るクマ



## 公共職業訓練 受講生募集

青森県では、再就職を目指す方々を対象に、民間の教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施しています。

### ①簿記パソコン・IT応用科1

（パソコン応用科1）

パソコンの基本操作や簿記、ICT関係の知識を身に付け、一般事務、総務事務等の業務に活用できる就職に有利な能力の習得を目指します。

#### ■募集期間

4月13日（月）～5月15日（金）

#### ■訓練期間

6月3日（水）～12月2日（水）（6ヶ月）

#### ■場所

日建学院 つがる校

（つがる市柏稲森幾世171 マルエー

デンキ一番館内）

### ②じむプロ！経理・総務科

（簿記・経理応用科1）

パソコンの基本操作や簿記・会計の知識を身に付け、経理・総務事務業務に用いる会計ソフトや業務ソフト

トを活用した就職に有利な能力の習得を目指します。

#### ■募集期間

4月17日（金）～5月19日（火）

#### ■訓練期間

6月5日（金）～12月4日（金）（6ヶ月）

#### ■場所

キャリアアスクール I・M・S

（弘前市土手町134-8）

### ③DX推進！IT応用科

（パソコン応用科2）

Word・Excelや生成AIの活用力を高め、再就職に必要なITリテラシーと実践的なオフィススキルの習得を目指します。

#### ■募集期間

5月8日（金）～6月9日（火）

#### ■訓練期間

6月26日（金）～12月25日（金）（6ヶ月）

#### ■場所

キャリアアスクール I・M・S

（弘前市土手町134-8）

#### ■定員（①～③）

各14名

#### ■受講料（①～③）

各14名

無料（資格習得に関する受講料、テキスト代は自己負担）

#### ■申込方法（①～③）

ハローワーク又はハローワークヤングプラザに受講申込等応募書類を提出してください。※詳細は弘前高等技術専門学校ホームページに掲載されている「令和8年度受講生募集要項」をご確認ください。

#### □問合せ先

弘前高等技術専門学校

委託訓練担当

TEL 0172-32-2713



▲弘前高等技術  
専門学校 HP

## 宮下知事と対話しよう！ 「#あおばな」 実施団体募集

宮下知事が出向いて県民の皆さまの声を聞き、県民対話集会「#あおばな」の実施団体を募集します。

#### ■対象

県内所在の10名程度の参加者が見

込まれる団体等

#### ■募集期間

5月15日（金）～5月29日（金）

#### ■実施期間

7月13日（月）～9月30日（水）

#### ■応募方法

専用応募フォームから申込



▲県庁 HP

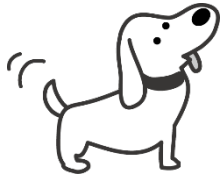
#### □問合せ先

県総務部広報広聴課

TEL 017-734-9138



#あおばな  
青森・未来・対話



**狂犬病の集合注射を実施します**



犬の所有者は、狂犬病予防法により、犬の居住地での登録（生涯1回）及び年1回の狂犬病予防注射を行わなければなりません。

町では、予防注射実施日程表により狂犬病予防注射を実施します。まだ登録されていない犬も、当日登録いただければ注射を受けることができます。

**■予防注射**

飼い主の方は、狂犬病予防注射を毎年1回その犬に受けさせ、交付される注射済票を着けてください。

※すでに犬を登録済みの方は、「注射実施のお知らせ」のハガキが届きますので、注射実施の際は必ず持参してください。

料金は3,600円となります。

支払いの際は、なるべくお釣りがないようにご協力をお願いします。

**■登 録**

当日は登録も受け付けております。飼い主の方は、犬を飼い始めた日（生後90日以内の犬を取得した場合は、生後90日を経過した日）から30日以内に犬の登録を申請してください。

登録料は、3,000円です。

**■次の場合は、町民課へ届出ください。**

- ・動物病院で狂犬病予防注射を受けたとき。
- ・飼い犬が死亡したとき。
- ・犬の飼い主の氏名及び住所が変わったとき。

**■日程・場所・時間・担当獣医師**

次ページに掲載



◆日程・場所・時間・担当獣医師

5月7日（木） 担当獣医師：世永 佐和子					
午前			午後		
地区	実施場所	実施時間	地区	実施場所	実施時間
大間越	地区合同事務所前	8:50～8:55	崎の町	夕陽ヶ丘公園そば駐車場	12:40～12:45
黒崎	やまびこハウス前	9:05～9:10		生きがいプラザ春光館前	12:50～12:55
松神	コミュニティセンター前	9:15～9:20	川原町	福祉センター前	13:00～13:05
森山	集会所前	9:30～9:35	7区	(旧)入平食堂駐車場前	13:10～13:15
正久	多目的センター前	9:40～9:50	6区	公民館前	13:20～13:25
岩崎上	岩崎支所前	10:00～10:10	岡町	福祉センター前	13:35～13:40
岩崎中	高齢者センター前	10:15～10:20	12区	深浦電機工業所前	13:45～13:50
岩崎下	漁業振興センター前	10:25～10:30	長慶平	福祉センター前	14:20～14:25
沢辺	コミュニティセンター前	10:40～10:50			
舩作	福祉センター前	11:00～11:05			
横磯	集落センター前	11:15～11:20			
	粟谷商店前	11:25～11:30			

5月8日（金） 担当獣医師：工藤 明宏					
午前			午後		
地区	実施場所	実施時間	地区	実施場所	実施時間
広戸	町民体育館前	8:30～8:35	柳田	柳田駅前	12:50～12:55
	福祉センター前	8:40～8:45		農業環境改善センター前	13:00～13:05
追良瀬	河川公園前	8:55～9:05		阿部丈亮氏宅前	13:10～13:15
松原	集落センター前	9:15～9:20	岩坂	藤田きぬゑ氏宅前	13:25～13:35
追良瀬	福沢武一氏宅前	9:35～9:40		福祉センター前	13:40～13:45
轟木	集落センター前	9:45～9:55			
風合瀬	風合瀬漁協荷捌所前	10:10～10:15			
	(株)三浦建設駐車場前	10:25～10:30			
晴山	福祉センター前	10:40～10:45			
田野沢	漁協田野沢事業所前	10:55～11:00			
北金ヶ沢	(旧)山崎商店前	11:10～11:15			
	農村環境改善センター前	11:20～11:25			
	北金ヶ沢駅前	11:30～11:35			
関	福祉センター前	11:40～11:50			

□問合せ先 町民課 TEL 74-2115

## 深浦町会計年度任用職員採用試験のお知らせ

町では次のとおり会計年度任用職員を募集します

※地方公務員（非常勤職員）として、深浦町役場等で勤務していただきます。  
 主な仕事は、正規職員の事務補助となります。

◎受付期間 令和8年4月24日（金）～ 令和8年5月8日（金） 【必着】

◎試験日 令和8年5月20日（水） 午後2時～

◎試験会場 深浦町役場 2階 庁議室

### 1 全職種共通事項

任用期間	1会計年度以内（令和8年6月1日から令和9年3月31日まで）
勤務条件	<p>①勤務時間・勤務日・休日                  週の勤務時間は、職種により異なりますが、基本的には月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後4時30分まで（休憩1時間）の範囲内で1日の勤務時間が割り振られますが、職種によっては、早番・遅番などのシフト勤務や土曜日・日曜日勤務がある場合もあります。                  ※【別表】職種一覧表をご確認ください。</p> <p>②休暇                  年次休暇が付与されるほか、特別休暇として有給休暇である忌引休暇、結婚休暇、夏季休暇等、無給休暇として介護休暇等が取得できます。</p> <p>③勤務場所                  深浦町役場本庁舎もしくは支所</p>
給与	<p>①報酬                  報酬は、月額、日額又は時間額で支給されます。                  報酬の額は、常勤職員の給料月額を定める行政職の給料表を基礎に、職種、業務内容、勤務形態等に応じて決定されます。                  （支給要件に応じて、通勤費分費用弁償、期末・勤勉手当が支給されます。退職手当等は支給されません。）                  ※【別表】職種一覧表をご確認ください。</p> <p>②その他                  時間外勤務又は休日勤務が発生した場合には、その勤務に応じ、報酬に加算又は手当が支給されます。</p>
社会保険	雇用保険法、厚生年金保険法及び地方公務員等共済組合法（短期組合員）等の被保険者となります。
条件付採用	1か月間の条件付採用期間があり、この期間を良好に勤務した場合に正式採用とります。
服務	<p>正規職員と同じく地方公務員法に規定する服務の規定が適用されます。（服務の根本基準、服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止など）                  また、「分限処分及び懲戒処分」の規定が適用となります。</p>
人事評価	職務内容や勤務実態に応じて、評価基準や評価項目を設定し評価を行います。
その他	条例等の改正により勤務条件等については、変更される場合があります。

## 2 受験資格

- 地方公務員法第16条により、次のいずれかに該当する者は受験できません
- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - (2) 深浦町の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 障がい者雇用については、障がい者手帳の交付を受けており、自力で通勤し、介助なしで職務の遂行が可能である者

## 3 採用の方法

選考（書類審査及び面接試験）により採用者を決定します。

## 4 合格発表

5月中に合否の結果を受験者本人へ文書で通知します。  
 なお、結果については、電話や電子メール等による問い合わせにはお答えできません。

## 5 受験手続

提出書類	①受験申込書（希望する職区分及び試験区分を必ず記載してください。） ②面接カード ③資格取得を証明する書類の写し（必須資格がある職種） ※試験終了後の応募書類の返却はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
受付期間	令和8年4月24日（金）～令和8年5月8日（金）【必着】 ①持参の場合 平日：午前8時15分から午後5時まで （土・日曜日、祝日を除く） ②郵送の場合 封筒の表に「会計年度任用職員申込書」と朱書きしてください
面接日時	令和8年5月20日（水） 午後2時から ※集合場所等を記載したお知らせを後日郵送します。
申込及び問い合わせ先	深浦町役場 総務課 行政係 〒038-2324 深浦町大字深浦字苗代沢84番地2 電話0173-74-2112

### 【別表】職種一覧表

職区分	試験区分	職務内容	受験資格	①勤務時間 ②週の勤務日数 ③勤務場所	報酬（給料） 支給区分 基準額～	募集人員
1 行1	A-1 一般事務補助員	パソコンによる文書作成、電話対応、窓口業務等	資格不要	①8:30～16:30 ②週5日勤務 ③役場本庁舎	月額 165,741円～	若干名
2 行1	A-2 一般事務補助員 (障がい者対象)	一般事務補助(パソコンによるデータ入力、発送作業等)	資格不要	①8:30～16:30 ②週5日勤務 ③役場本庁舎、両支所	月額 165,741円～	若干名

(注) ①受験申込書、②面接カードについては、町ホームページからダウンロードするか、役場総務課、両支所で配付します。

**合併処理浄化槽設置費用の一部を補助します**

町では、下水道が整備されていない地域においても快適な生活ができるよう、単独処理浄化槽や汲み取り式トイレから合併処理浄化槽へ設置替え（新築含む）する費用の一部を補助しています。

1. 補助限度額

補助金額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用とし、以下に定める額を上限とします。（令和7年度から補助金額を変更しています。）

人槽	R7年度		本年度
5人槽	352,000円	➔	390,000円
7人槽	441,000円		474,000円
10人槽	588,000円		660,000円

※1 合併処理浄化槽の人槽の算定人員については、『建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）』によるものとします。

※2 なお、この基準から住宅の延べ面積により人槽の算定人員を判断していますが、対象となる住宅の使用水量や、居住人員が少ない場合、その使用状況及び生活状況を考慮して人槽の規模を縮小することがあります。

例 延べ面積130㎡以上の住宅の場合でも、日平均水道使用量が1㎡未満で、居住人員が1～2人世帯は5人槽となる場合があります。

※詳細についてはお問い合わせください。

2. 建物の用途

住宅（店舗等の併用住宅の場合は、1/2以上が居住部分であること。）

3. 対象区域

公共下水道（岩崎・沢辺地区）及び漁業集落排水処理区域（関・北金ヶ沢・田野沢・黒崎・大間越）以外の地域

4. その他

ア. 町税等を滞納していないこと

イ. 工事着工前に申請手続が必要です。（設置後は対象となりません。）

ウ. 対象期間 令和8年4月から令和9年2月末までに工事を完了するもの。

※ その他の詳細事項やご不明な点などがありましたら、建設水道課下水道係へお問い合わせください。

# 新緑の十二湖33湖めぐり

足早にやってきた芽吹き季節。ここ十二湖の森は、大小様々な湖沼に加え、ブナやカツラなど多くの広葉樹などが自生し、多種多様な生き物が共存している豊かな森です。彼らが生きるこの森を、1日じっくりとめぐってみませんか？

日時 令和8年5月23日（土）

集合場所 白神十二湖エコ・ミュージアム（午前8時10分までに集合）

日程 8時15分 開会式

8時40分 森の物産館『キョロロ』からスタート！

12時30分頃 リフレッシュ村にて昼食（各自ご持参ください。）

15時30分頃 白神十二湖エコ・ミュージアムに到着・解散

※上記時刻は目安です。状況により前後する場合があります。

※天候急変などの諸事情により一部コースの変更・短縮をする場合があります。

散策時間 約7時間（昼食・休憩を含む）

募集人数 20名（締切日：5月15日（金）、定員になり次第締切ります。）

持ち物 昼食・飲み物・雨具・行動食など。（必要に応じて着替え・軍手等）

参加料 1人3,000円（ガイド料、保険料、税込み）

※小学生以下、1人1,000円（保護者同伴のこと）

※今回からイベント参加料を値下げしました。

このコースは健脚の方むけとなります。

ご参加の際は体調管理にくれぐれもご注意ください。

【申込み・問合せ先】 青森県西津軽郡深浦町大字松神字松神山1-3  
深浦町白神十二湖エコ・ミュージアム（毎週月・火曜休館日）  
TEL 0173-77-3113 / FAX 0173-77-3114  
受付時間：9：00～16：30

新緑の十二湖33湖めぐり参加申込書「ファックス番号0173-77-3114」

No.	参加者氏名	住所	生年月日	電話番号（携帯）

# 青の煌めきあおもり国スポ<sup>きら</sup>2026

デモンストレーションスポーツ

## ノルディックウォーキング

5月30日 土 受付：9時00分～

**集合場所** 深浦町役場（深浦字苗代沢84番地2）

**募集人数** 100人（申込先着順）

**参加料** 1,000円（当日、受付でお支払となります）

**申込期間** 4月1日（水）～5月8日（金）17時まで

**持ち物** タオル、飲み物など

**コース** ふかうらウォーキング 約6km（途中休憩あり）  
（行合崎▶大岩▶夕陽公園▶円覚寺▶岡崎）



**ポール貸し出し無料！**

※競技終了後は、昼食会（おにぎり・汁物）を開催予定です。

※お車で越しの方は、役場駐車場（無料）を御利用ください。

※状況によりコース・距離等が変更となる可能性もありますので、あらかじめ御了承ください。

※小雨決行（荒天中止）：詳細については、深浦町ホームページを御確認ください。

大会情報はこちら



町HP



県HP

【お問合せ先】

深浦町教育委員会教育課

■住所 〒038-2324 青森県西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢84番地2

■TEL 0173-74-4419 ■FAX 0173-74-3050

■Mail [kyouiku@town.fukaura.lg.jp](mailto:kyouiku@town.fukaura.lg.jp)

**法テラス鯉ヶ沢通信 vol.123**

■法テラス鯉ヶ沢法律事務所の概要

所在地 〒038-2761

鯉ヶ沢町舞戸町後家屋敷9-4 鯉ヶ沢町総合保健福祉センター内

時間 9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始は休業）

取扱業務 借金整理、金銭トラブル、離婚、相続、不動産、労働問題、刑事事件など

■弁護士に相談する方法

まずはお電話で法律相談をご予約下さい。

※原則として、法律相談は事務所にお越しただいて行いますが、事務所までお越しいただくことが困難な場合には、弁護士による出張法律相談や電話相談が出来る場合があります。

※収入や預貯金が少ない方は、同じ問題について3回まで無料相談ができる場合があります。

～佐々木弁護士一言メモ～

◇当地での思い出③

前回に引き続き、当地での思い出の第3位の紹介です。第3位は、海です。海なし県出身の性でしょうか、当地で2年以上暮らした今でも、海を見ると気分が高揚します。初めて当地の海を見たのは、2023年12月、鳴沢駅を出て鯉ヶ沢駅に向かう五能線の中からでした。吹雪の日に、鈍色の海がうねり、豪快に白い波しぶきを立てる様は、まさに想像していた冬の日本海そのもので、感動したのを覚えています。

赴任後も、様々な場所へ海を見に出かけました。雄大な海を見ると、不思議と日々の悩みが小さなことに思えてくるのも、海なし県出身の性なのでしょうか。



弁護士 <sup>ささき</sup> 佐々木 <sup>ようすけ</sup> 洋輔 佐々木弁護士

■問合せ先 法テラス鯉ヶ沢法律事務所 TEL 050-3383-8369

**健康相談日程【5月分】**

保健師による健康相談を行います。

こころとからだのことで相談したいことがありましたら、お気軽にご利用ください。  
（各地区の生きがい活動と同時に実施しています）

日	曜日	時間	地区	場所
7	木	13:30～15:30	12区	ふれあいプラザ恵比寿
8	金	10:00～12:00	沢辺	沢辺地区コミュニティセンター
11	月	13:30～15:30	森山	森山集会所
12	火	10:00～12:00	正久	正久地区多目的センター
13	水	10:00～12:00	5区	福祉センター猿神鼻
		13:00～15:00	風合瀬	農業環境改善センター
		13:30～15:30	6区	福祉センター（さくら館）
14	木	9:30～11:30	柳田	柳田農業環境改善センター
		10:00～12:00	岡町	岡町福祉センター（御仮屋館）
		13:30～15:30	黒崎	黒崎やまびこハウス
15	金	10:00～12:00	東野	東野福祉センター
18	月	10:00～12:00	岩崎下	漁業振興センター
		13:30～15:30	松神	松神地区コミュニティセンター
19	火	13:30～15:30	7区・川原町	福祉センター（元城館）
20	水	10:00～12:00	北金ヶ沢	大戸瀬支所
27	水	13:30～15:30	北金ヶ沢	老人憩の家

□問合せ先 健康推進課 TEL 82-0288

# ふかうらまちカレンダー 5月

☐問合せ 総合戦略課 企画調整係 TEL 74-2122

★は深浦町公民館活動

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
26	27	28	29	30	1	2 ★深浦婦人会 (19時～)
3 憲法記念日	4 みどりの日 ★バッチワーク 愛好会(10時～) ★日本教育書道 会 (15時～)	5 こどもの日 ★エコクラフト 愛好会(10時～)	6 振替休日	7 ★支援センター ほほえみ (9時30分～)	8 ★花映会 (10時～)	9
10 ★ヨガサークル (10時30分～)	11 ★バッチワーク 教室(10時～) ★日本教育書道 会 (15時～)	12 ★楽陶会 (9時～) ★エコクラフト 愛好会(10時～) ★かすみ草の会 (13時～)	13 ★楽陶会 (9時～) ★ギター教室 (18時30分～)	14 ★支援センター ほほえみ (9時30分～) ★光楓書友会 (18時～)	15 ★料愛クラブ (9時～)	16 ★ゲートボール 協会 (8時～)
17	18 ★浜萱風句会 (9時30分～) ★バッチワーク 愛好会(10時～) ★日本教育書道 会 (15時～)	19 ★楽陶会 (9時～) ★エコクラフト愛 好会(10時～) ★弘前ヒヤリング (13時～) ★深浦ねぶた踊り 普及会 (19時～)	20 ★楽陶会 (9時～)	21 ★支援センター ほほえみ (9時30分～)	22 ★深浦町連合婦 人会 (11時～)	23
24 ★ヨガサークル (10時30分～)	25 ★バッチワーク 愛好会(10時～) ★日本教育書道 会 (15時～)	26 ★楽陶会 (9時～) ★エコクラフト 愛好会(10時～) ★栄美教室 (18時30分～) ★深浦ねぶた踊り 普及会 (19時～)	27 ★楽陶会 (9時～) ★ギター教室 (18時30分～)	28 ★支援センター ほほえみ (9時30分～) ★絵画愛好会 (13時30分～) ★光楓書友会 (18時～)	29	30
31						